長野県多文化共生推進指針改定検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域づくりを推進するため、「長野県多文化共生推進指針」を多文化共生の道標として平成27年3月に策定した。策定から5年が経過することから、経済社会の変化に対応して見直すための方向性等を検討する上で有識者等の意見を聴くため、長野県多文化共生推進指針改定検討会を開催する。

(会議事項)

- 第2条 「長野県多文化共生推進指針」の見直しに当たり、検討会の構成員の意見を聴く 事項は次のとおりとする。
 - (1) 外国籍県民等の現状と課題
 - (2) 多文化共生推進に関する基本的な考え方
 - (3) 多文化共生施策の方向性
 - (4) その他必要と認められる事項

(構成)

- **第3条** 検討会の構成員は別表のとおりとする。この場合において、必要に応じ構成員以外の者の意見を聴くことができる。
- 2 検討会に座長を置く。

(検討会の開催期間)

第4条 検討会は、平成32年3月31日までの間、開催することとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、座長が別に 定める。

附則 この要綱は平成31年4月1日から施行する。